

第3回国会等移転課題別講演会要旨

1. 日 時 平成11年6月9日(水)午後1時30分~3時
2. 場 所 アピア
3. 参加者 200名
4. 内 容 「市町村における総合的な土地利用計画の策定について」

- 日本は、1970年代から急速に自動車が普及し、生活の場が都市から農村へ拡散した。
- 生活スタイルも、都市と農村の区別のない時代になった。その結果、農村にも生活関連施設が多数立地せざるを得なくなり、農村集落の姿も変った。
- 欧米の先進国は、都市と農村という区別のある計画体系ではない。市町村レベルの自治体はそのエリア全体を計画し、それに即して厳密な規制が運用される仕組みになっている。
- 日本の土地制度は、かつての都市と農村が明確に分かれていた時代のやや古めかしい計画、規制という構造で土地利用を調整している。
- 「国土利用計画」があるが、将来の姿を明確し、それを計画として表すというものではなく、その下にある5つの個別法(都市計画法、農振法、森林法、自然公園法、自然環境保全法)が各々個別に調整した結果を地図に描いている。
- 住民が暮らしていく全体の空間をどうつくるかを、総合的に調整する仕組みがない状況。
- 今や、市街地がきちんとコンパクトな形でつながったまま大きくなっていく時代ではない。田園型の居住スタイルが、新しい暮らしぶりとして求められている。
- そういう状況の中で、強制力はないが条例による行政指導で、事業者や地権者と市町村、周辺住民が協議をしながら望ましい方向に町をつくっていく仕組みが広がってきている。
- 農地など保全するところと開発を認めるところをコントロールするには、地図上で表現しないと基準にならない。そこで、地図上で土地利用を区分した計画を伴ってまちづくり条例を運用するというスタイルが、最近幾つか出てきている。
- 私がお手伝いした長野県の穂高町も、まちづくり計画と条例をつくった。
- 穂高町は、古くから安曇野といわれる大変美しい田園風景の町。北アルプスの高い峰々から、なだらかに扇状地が広がり、水の豊かな水田が広がるという地形になっている。
- 松本から近く、人口が急増している。十数年で、人口が2万人弱から3万人を超えた。
- 穂高町は未線引きのため、美しい田園風景の中に、虫食い状に宅地開発が広がった。
- そこで、美しい景観や文化を守ろうと土地利用計画とまちづくり条例に取り組んできた。
- 町内23地区を、地区ごとに3回ずつ説明会を開いた。
- 「農業保全ゾーン」「田園風景保全ゾーン」「生活交流ゾーン」など、新しい都市と農村の関係の中での空間のイメージができた。

- ゾーンごとに、基本的にオーケーな開発は、極力ご遠慮願いたい開発は×、地元の人たちとよく話をして、町も計画に即してやむを得ないと認める開発は に仕分けをした。
- 計画を住民に説明し、公告縦覧、意見書の聴取をへて、告示するという段取りを踏んだ。
- 農振地域の中の農地をいかに残すかが第一であったので、農地保全と宅地化の考え方が住民に浸透することが最大のねらいだった。農振除外の運用に当たっては、かなりこれに即した運用になってきている。